シナネンでんき　料金表

（北陸エリア）

取次用

目次

1　適用対象となるお客さま - 1 -
2　料金表の変更 - 1 -
3　料金単価に係る消費税等相当額 - 1 -
4　電気料金 - 1 -
5　その他 - 3 -

附 則 **- 4 -**

別表 **- 5 -**

1　適用対象となるお客さま

このシナネンでんき料金表（北陸エリア）取次用（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気需給約款（低圧 取次用）（以下「約款」といいます。）第 15 条第(1)項に定める契約種別が適用されるお客さまに適用いたします。

2　料金表の変更

(1)　当社は、約款第 2 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。

(2)　消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を 変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

3　料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4　電気料金

(1) 電気料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)（再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表２（燃料費調整）(1)（燃料費調整額の算定）ニ（燃料費調整額）を加えたものといたします。

(2) 基本料金および電力量料金は、次のとおりとします（価格はすべて税込）。

イ　シナネンでんき B

i.　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の最低料金は 0 円といたします。

契約電流 10 アンペア	242 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	363 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	484 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	726 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	968 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,210 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,452 円 00 銭

ii.　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120kWh まで	33 円 24 銭
120kWh をこえて 300kWh まで	37 円 13 銭
300 kWh をこえる	38 円 84 銭

ロ　シナネンでんき C

i.　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は0円といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	242円00銭

ii.　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120kWhまで	33円24銭
120kWhをこえて300kWhまで	37円13銭
300kWhをこえる	38円84銭

ハ　シナネン低圧電力

i　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量1キロワットにつき	1,126円50銭

ii.　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

夏季	28円12銭
その他季	27円06銭

ニ　カーボンオフセットシナネンでんき B

i.　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の最低料金は0円といたします。

契約電流10アンペア	242円00銭
契約電流15アンペア	363円00銭
契約電流20アンペア	484円00銭
契約電流30アンペア	726円00銭
契約電流40アンペア	968円00銭
契約電流50アンペア	1,210円00銭
契約電流60アンペア	1,452円00銭

ii.　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120kWhまで	34円74銭
120kWhをこえて300kWhまで	38円63銭
300 kWhをこえる	40円34銭

ホ　カーボンオフセットシナネンでんき C

i.　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は０円といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	242 円 00 銭

ii.　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120kWh まで	34 円 74 銭
120kWh をこえて 300kWh まで	38 円 63 銭
300kWh をこえる	40 円 34 銭

へ　カーボンオフセットシナネン低圧電力

i.　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量１キロワットにつき	1,126 円 50 銭

ii.　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

夏季	29 円 62 銭
その他季	28 円 56 銭

5　その他

この料金表に定めのない事項については､約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1　本料金の実施期日

この料金表は 2026 年 11 月 1 日より施行するものとします。

別表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金については、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2　燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価

額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝０．０４１５

β＝０．０７４５

γ＝１．２４９９

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

i.　１キロリットル当たりの平均燃料価格が７９，８００円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (79{,}800\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1{,}000}$$

ii.　１キロリットル当たりの平均燃料価格が７９，８００円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79{,}800\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等

毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価および(3)燃料費調整単価の追加調整にて定義している調達調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

１　キロワット時につき	１６銭５厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格、１トン当たりの平均石炭価格及び(1)ロによって算定された燃料費調整単価、(3)の調達調整単価を当社ホームページに掲載する方法等によりお知らせいたします。